

義務付け・枠付けの見直し主要論点整理表

<農林水産省関係>

一 目 次 一

○見直し困難又は更なる検討が必要との回答があったもの（地方要望8条項のうち1条項〔1項目〕）	
・地域森林計画の策定に係る農林水産大臣への同意協議等の見直し（森林法）	1
○勧告内容と異なる見直しを行うとの回答があったもの（地方要望8条項のうち3条項〔2項目〕）	
・農業振興地域整備に係る基本方針・整備計画について農林水産大臣・都道府県知事への同意協議等の見直し（農業振興地域の整備に関する法律）	2
・森林病害虫等防除実施基準の策定等に係る農林水産大臣への同意協議等の廃止（森林病害虫等防除法）	4
・林業労働力の確保の促進に関する基本計画の厚労大臣・農水大臣協議の見直し（林業労働力の確保の促進に関する法律） (厚生労働省との共管法であり条項数は厚生労働省に計上)	5

※資料中「府省回答の内容」及び「所管府省の考え方」は、所管府省からの回答を踏まえ、内閣府の判断で記載したもの。

地域森林計画の策定に係る農林水産大臣への同意協議等の見直し（森林法第6条第5項）

農林水産省

現状	都道府県知事が 地域森林計画を策定 する際、 農林水産大臣に協議 （一部の事項については 大臣の同意 ）（計画の内容）対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標、伐採・造林等の計画 等	
勧告の内容	大臣の同意を要する事項 （森林の整備及び保全の目標等）について 同意を要しない協議 にすべき。 その他の事項 （対象とする森林の区域等）について 協議を廃止 。	
地方の要望	地域の実態に即した計画策定の阻害要因となっているため、大臣への協議は廃止すべき。	
府省回答の内容	現行の規定どおり とすべき。	
論点	<p>所管府省の考え方</p> <p>①国が定める全国森林計画に即して策定する必要があり、 国との調整が必要。</p> <p>②整備目標等の項目は、全国森林計画で国が示す目標や 具体的な計画量を基に都道府県が策定するものであり、 森林の総量確保の観点から大臣の同意が必要。</p> <p>③京都議定書の森林吸収目標の達成に向けて全国的な整合性を確保する唯一の法的手段であり、大臣同意が必要。</p>	<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> → ・法律上、都道府県知事は全国森林計画に即して地域森林計画を策定することとされている。それで、全国的な政策との調整は可能。 ・また、整備目標等については、大臣協議は残るので、国が示す目標等に沿っていることを国は確認できる。同意までは必要ない。

農業振興地域整備に係る基本方針・整備計画について農林水産大臣・都道府県知事への同意協議等の見直し（農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項、第8条第4項）

勧告と異なる見直し

農林水産省

現状	優良農地の総量確保のため、 <u>都道府県知事は、基本方針を定めるとともに、農業振興地域を指定市町村は、都道府県知事が指定した農業振興地域における整備計画を策定</u> その際、 <u>都道府県知事は大臣へ協議し同意を得ることが、市町村は知事へ協議し同意を得ることが必要</u>	
勧告の内容	<ul style="list-style-type: none">○ 都道府県知事の大蔵への協議について<ul style="list-style-type: none">・ 農地の総量確保に係る事項(目標面積、農振地域の位置・規模等)については、<u>同意を要する協議を許容</u>・ その他の事項(基盤整備等)については、<u>協議を廃止</u>○ 市町村の知事への協議について<ul style="list-style-type: none">・ 農用地区域等に関する事項については、<u>同意を要する協議から協議へ見直し(※)</u>・ その他の事項(基盤整備等)については、<u>協議を廃止</u>	
地方の要望	大臣への協議、同意の義務付け、知事への協議、同意の義務付けを廃止すべき。	
府省回答の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 農用地区域等に関する事項の<u>知事への同意を要する協議の存置が必要（上記(※)）</u>・ 他は勧告どおり。ただし、資料提供を求めるための新たな規定を法令に設ける。	
論点	<p>所管府省の考え方</p> <p>①市町村の定める整備計画のうち農用地区域については、 知事の同意がないと、農地の総量確保に支障がある。</p> <p>②勧告に基づき、その他の事項(基盤整備等)の協議は廃止 するが、その内容を把握する必要があるので、資料提供を 求めるための新たな規定を法令に設ける。</p>	<p>コメント</p> <p>今回の勧告では、農用地区域については<u>協議を認めることとしており、その中で必要な調整は可能ではないか。</u></p> <p><u>資料提供を求める必要がある場合は、新たな義務付けを行うのではなく、地方自治法の規定(資料提出を求めることができるとする規定)で十分ではないか。</u></p>

農振法、森林法の大臣・知事協議について

(○:勧告どおり、△:概ね勧告どおり、×:現行のまま)

	計画の種類	計画内の項目	国・県の関与の方法	
			農林省案	勧告案
農業振興地域整備法	県の基本方針	確保すべき農用地面積等	○同意協議のまま	同意協議
		基盤整備等	△ 協議廃止 (ただし資料提供必要)	協議廃止
	市町村の整備計画	農用地の区域	× 同意協議のまま	協議
		基盤整備等	△ 協議廃止 (ただし資料提供必要)	協議廃止
森林法	県の森林計画	整備保全目標、造林面積 間伐、林道、保安林整備等	× 同意協議のまま	協議
		森林施業の合理化等	× 協議のまま	協議廃止

- 勧告では、国への同意協議は、国が設定する全国の総量の目標(農地や森林)の達成のために、個々の自治体が国の定める具体的な基準に基づき目標を設定する場合に限られるべきではないか（自治体の目標値を合計すると国の目標になる）。農業振興地域整備法の県の基本方針以外は、そのような制度になっていない。（自治体の目標値の合計が国の目標になるような具体的基準を国が定めていない）。

自治体の目標値を合計しても国の目標にならないのに、どんな基準で、同意するのか。
- 今回、農地確保を国として強力に目指している農振法においても、計画の中のコア部分(目標面積等)以外は、協議の対象から外すことを決断。何故、森林法の協議(上表の最下欄)は、どうしても必要なのか。
- 農用地面積等の協議の際に、協議を廃止した事項について、資料提供を求めることとなると、実態としては、現状と変わらないことになるのではないか。

森林病害虫等防除実施基準の策定等に係る農林水産大臣への同意協議等の廃止 (森林病害虫等防除法第7条の3第3項、第7条の5第2項)

勧告と異なる見直し

農林水産省

現状	<ul style="list-style-type: none">森林病害虫(松くい虫など)の防除のため、知事が<u>都道府県防除実施基準を策定</u>する際、<u>大臣に協議</u>が必要。 (参考)都道府県防除実施基準:特別防除(航空機による薬剤散布)が可能な森林の区域、対象森林周辺の自然・生活環境の保全に関する事項等を定めるもの<u>高度公益機能森林及び被害防止拡大森林の区域を都道府県知事が指定</u>する場合は、<u>大臣に同意を要する協議</u>が必要。 (参考)松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び破碎等を行う特別伐倒駆除命令は、当該区域に限って、大臣又は知事が発動できる。								
勧告の内容	<ul style="list-style-type: none">都道府県防除実施基準の策定について、<u>大臣への協議を廃止</u>。高度公益機能森林及び被害防止拡大森林区域の指定について、<u>大臣に協議し同意を得ることを廃止</u>。								
地方の要望	<ul style="list-style-type: none">国の基準に則り策定しており、国との協議を廃止すべき手続き迅速化のため、国との協議は被害が県域を越える等広域的に拡大する恐れのある場合に限定すべき。								
府省回答の内容	<ul style="list-style-type: none">都道府県防除実施基準の策定について、<u>大臣協議は廃止</u>するが、<u>情報把握のための事後報告</u>は必要。高度公益機能森林等の区域指定について、<u>被害が県域を越えて広域に拡大するおそれがある場合は、同意を要する協議の存置</u>が必要。								
論点	<table border="1"><thead><tr><th>所管府省の考え方</th><th>コメント</th></tr></thead><tbody><tr><td>①協議を廃止しても、都道府県防除実施基準の内容を把握するため、事後報告は必要。</td><td><u>国として法制上の特例措置を講ずるためにどうしても「事後報告」が必要なのか。</u></td></tr><tr><td>②高度公益機能森林等の区域指定についても、当該指定区域の情報の把握のため、事後報告は必要。</td><td><u>具体的に講ずべき措置がないのであれば、新たな義務付けを行うべきではないのではないか。</u></td></tr><tr><td>③被害が県域を越えるおそれがある場合には、国の関与も必要。</td><td><u>都道府県間の調整等により対応可能ではないか。</u></td></tr></tbody></table>	所管府省の考え方	コメント	①協議を廃止しても、都道府県防除実施基準の内容を把握するため、事後報告は必要。	<u>国として法制上の特例措置を講ずるためにどうしても「事後報告」が必要なのか。</u>	②高度公益機能森林等の区域指定についても、当該指定区域の情報の把握のため、事後報告は必要。	<u>具体的に講ずべき措置がないのであれば、新たな義務付けを行うべきではないのではないか。</u>	③被害が県域を越えるおそれがある場合には、国の関与も必要。	<u>都道府県間の調整等により対応可能ではないか。</u>
所管府省の考え方	コメント								
①協議を廃止しても、都道府県防除実施基準の内容を把握するため、事後報告は必要。	<u>国として法制上の特例措置を講ずるためにどうしても「事後報告」が必要なのか。</u>								
②高度公益機能森林等の区域指定についても、当該指定区域の情報の把握のため、事後報告は必要。	<u>具体的に講ずべき措置がないのであれば、新たな義務付けを行うべきではないのではないか。</u>								
③被害が県域を越えるおそれがある場合には、国の関与も必要。	<u>都道府県間の調整等により対応可能ではないか。</u>								

勧告と異なる見直し

厚生労働省
農林水産省

林業労働力の確保の促進に関する基本計画の厚労大臣・農水大臣協議の見直し (林業労働力の確保の促進に関する法律第4条第3項)

現状	林業労働力の確保の促進に関する <u>基本計画の策定・変更の際には国（厚労大臣・農水大臣）に協議が必要</u>					
勧告の内容	<ul style="list-style-type: none"> • <u>国への協議は廃止</u> • ただし、計画の内容のうち、林業労働者の委託募集に関する事項に限って、<u>厚労大臣への事前報告等を許容</u>（通常、労働者の委託募集については厚労大臣への許可または届出が必要とされている） 					
地方の要望	都道府県は基本計画を策定・変更する際には国に協議しなければならないが、基本計画は国の基本方針に基づいて策定・変更しているのであり、協議までの関与は不要であり、協議を廃止すべき。					
府省回答の内容	<p>(厚労省)</p> <p>• <u>国への協議は廃止し、勧告どおり見直し。</u></p> <p>(農水省)</p> <p>• <u>国への協議は廃止するが、農水大臣に対しても情報把握のための事前報告等が必要。</u></p>					
論点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省の考え方</th> <th>コメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省としては、情報把握のため事前報告・届出・通知は必要と考える。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・勧告では、厚労大臣の許認可等の権限が関係する事項（労働者の委託募集に関する事項）に限って事前報告等を許容している。 ・計画の内容には、農水大臣の許認可等の権限に関する事項はなく、事前報告等の必要はないため、<u>農林水産省の回答は、許容されない新たな義務付けになるのではないか。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	所管府省の考え方	コメント	農林水産省としては、情報把握のため事前報告・届出・通知は必要と考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告では、厚労大臣の許認可等の権限が関係する事項（労働者の委託募集に関する事項）に限って事前報告等を許容している。 ・計画の内容には、農水大臣の許認可等の権限に関する事項はなく、事前報告等の必要はないため、<u>農林水産省の回答は、許容されない新たな義務付けになるのではないか。</u> 	
所管府省の考え方	コメント					
農林水産省としては、情報把握のため事前報告・届出・通知は必要と考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告では、厚労大臣の許認可等の権限が関係する事項（労働者の委託募集に関する事項）に限って事前報告等を許容している。 ・計画の内容には、農水大臣の許認可等の権限に関する事項はなく、事前報告等の必要はないため、<u>農林水産省の回答は、許容されない新たな義務付けになるのではないか。</u> 					